

留学プログラム約款・個人情報保護方針

第1条(約款)

申し込み希望者は、本約款を承諾の上、有限会社エイ・オー・エム（以下当社といいます）に対し、本約款に含まれる各種サービス(以下「留学プログラム」といいます)を申し込みます。

第2条(契約の申し込みと成立)

- (1) 本約款における申し込み希望者による留学プログラム契約の申し込みと成立は、申し込み希望者が当社に対して本約款に基づき、各学校所定の「留学申込書」を作成・提出し、その契約を当社が承諾の上、申込金として留学費用の一部金にあたる 30,000 円を受領確認したときをいいます(当社が申し込みを承諾した申し込み希望者を以下「申込み者」といいます)。
- (2) 本約款に基づく申込み者と当社との間の留学プログラム契約の成立後、当社は留学手続き後、受入先より正式に「オファーレター」として入学通知を電子的通知によりご連絡します。
- (3) 申込みの段階で、留学先学校(以下「留学先」といいます)が定員に達している可能性が高い場合、または滞在先の受入れが混み合っている等の事由で申込み者の希望する手配が出来ない可能性が高い場合、当社は申込み者の承諾を得て、可能な代案を提示の上、手配努力いたします。

第3条(拒否事由)

当社は、申込み者から、本約款に基づく留学プログラムの申込みがあった場合、次に定める事由の一つあるいは複数認められるときは、申込み者からの申込みをお断りすることがあります。

- (1) 申込み者の性別、年齢、資格、技能その他条件が、当社及び留学先の指定する条件を満たしていないことを当社が認めたとき。
- (2) 申込み者が未成年である場合または学生の場合、申込みについて親権者(両親等)の同意がないとき。
- (3) 申込み者が希望する留学先の定員に受入可能な余裕がない場合等、客観的に手配できる可能性がないことが明らかとなるとき。
- (4) 申込み者が希望する留学先・留学時期の申込み手続きの期限までに、留学手続きが完了できる見通しがないとき。
- (5) 申込み者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が、留学プログラムの参加に不適切であると当社が認めたとき。
- (6) その他、当社が不相当と認めたとき。

第4条(プログラムの範囲)

当留学プログラムは、申込み者の希望する留学先に対する留学申し込み手続きの代行、出発にあたってのオリエンテーションや情報提供等を行うものであり、申込み者の希望する留学先への合格や留学先での課程修了等を保証したり、その他留学中あるいは留学修了後の申し込み者に対して何らの保証を行うものではありません。この留学プログラムに含まれるサービスは次の通りです。

(1) 入学手続き

入学願書の作成や書類の送付及び留学費用の送金、入学許可の取り付け等、入学の手続きを行います。

(2) 滞在手続き

当社は、留学先に合わせたホームステイやホテル滞在等の申込み手続きを代行いたします。ただし、申込み者の希望によりホームステイ・ホテルなどを希望しない場合、もしくは希望留学先が寮などの滞在施設を持たない場合や申込み手続きの代行ができない場合、当社は原則として、この滞在手続きの代行はいたしません。希望留学先によっては、申込

み者の出発日以前にホテルまたはホームステイ等の滞在先住所・部屋番号がわからない場合があります。ホテルの場合、1人部屋か否か、またはルームメイト等について、申し込み者の希望が通らない場合もあります。また、ホームステイの場合、1家庭に2人以上の留学生が滞在する場合があります。当社の責によらない事由で滞在先が確保できない場合、または申し込み者の希望どおりの滞在先が確保できない場合でも、当社はその責任を負いません。

(3)オリエンテーション

当社では、留学生の心構えとして渡航前にオリエンテーションを行います。

第5条(必要書類)

申込み者が留学プログラムに基づくサービスを受けるにあたり、留学手続きに必要な書類は、当社より別途「必要書類案内」を送付してご連絡します。申込み者は、指定された書類に指定された言語にて必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当社までお送りください。

第6条(諸費用)

(1)留学プログラム費用に含まれるもの

- ・ 留学手配料金
- ・ 料金に明示した語学留学・滞在施設宿泊料金・食事料金等
- ・ 料金に明示した空港出迎えまたは送迎等の料金
- ・ 送金手数料

(2)留学プログラム費用に含まれないもの

以下にあげる費用は、上記(1)項の費用には含まれません。

① 航空運賃

② 各国空港税、国内の空港施設使用料、航空保険料、燃油サーチャージ等、航空券購入時に付随する費用

③ ホームステイやホテル・寮等一部滞在先に対する保証金(デポジット)

④ 海外留学保険料

⑤ パスポートの申請書類作成料及びビザ申請書類作成料は、別途定める「旅券・査証手配(申請書類作成代行・申請代行)条件書」に準じます。

なお、ビザ申請においては、大使館または領事館が実費として請求するビザ申請料が別途必要となる国があります。こうした実費は、別途ご請求または直接お支払いいただくこととなります。当社ではビザ申請代行サービスも別途ご提供しています。

⑥ 必要書類の翻訳が必要な場合における翻訳料(税込)

⑦その他、留学先でかかる交通費、オプションツアー参加費など個人的費用

第7条(申し込み後の変更と変更手数料)

申込み者の都合により、留学先へ依頼を要する申込み内容を変更する場合(ご出発後の変更も含む)には、当約款に定める変更手数料が必要です。なお、変更手数料には、消費税が含まれています。

(1)留学手続きをした結果、第12条(1)項の①②③に定める事由によって留学が不能となった場合において、申込み者が留学条件を変更して再度留学手続きを行うことを希望したとき、当社は本条の変更手数料を申し受けることなく、再度留学手続きを行います。

(2)空港送迎手配のため送迎手配先へ当社から到着連絡が完了した後、申し込み者の都合により到着便の変更が生じた場合には、変更手数料として1回3,150円(税込)を別途申し受けます。

<変更手数料> ※下記料金には消費税が含まれます。

申込み者の都合により留学先、留学時期、留学期間等の留学条件を変更する場合は、変更手数料が必要です。
(※申し込み日から起算して8日以内の変更は手数料免除となります) 変更手数料は1項目につき15,750円です。

第8条(為替変動)

当社が本約款に基づき、申込み者に代行して希望留学先へ銀行送金によって留学費用その他の費用を支払う場合、送金日に当社所定の為替レートにて決済を行います。

この場合、為替変動による差額の精算はいたしません。また、申込み者が留学プログラム契約を解約し、または希望留学先への入学を取りやめたときに希望留学先から申込み者に対して返還される費用がある場合、当社はかかる費用を申込み者に代わって代理受領し、かかる費用を当社が選択する日のTTBレートにて換算した上で、申込み者に返還するものとします。

第9条(支払い)

申込み者は、本約款の各条項に定められた、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを当社が指定する期日までに当社指定の口座に振り込みまたは所定の方法で入金するものとします。本約款に別途定めがある場合の他、当社は本約款に基づき、申込み者が当社に対して支払った留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の費用を申込み者に対して返還いたしかねます。申込み者が当社指定の期日までに本約款に定める費用を当社に対して支払わない場合、当社は申込み者に対する留学プログラムの提供を停止する場合があります。また、当社の責によらない事由で留学費用等が変更された場合にも、当社の指示する方法で必要な差額をお支払いいただきます。

なお、留学費用等を概算額で支払っている場合、後日支払い金額が明らかになり次第当社の指示に従い、当社または支払い元との間で過不足金の精算を行っていただきます。

また、本約款の各条項に定める各種費用の支払いについて、金融機関を通じて当社に対してお支払いいただく際の振り込み手数料や送金手数料(以下、「振込手数料」といいます)ならびに当社から申込み者に対して返金する際の振込手数料は、全て申込み者の負担となります。

第10条(申込み後の取消と返金)

申込み者が、留学プログラム契約の申込み後に留学プログラム契約を解約する場合は、本約款の定めに基づき、申込み者に対する返金の手続きを行います。希望留学先に対するキャンセル料や渡航手配手続きにかかる航空会社に対するキャンセル料等、留学プログラムの解約に伴い発生する費用及び損失については申込み者の負担とします。

<申し込み後の取消と返金 > ※下記料金には消費税が含まれます。

- (1) 申込日から起算して8日以内の取消: すべて返金いたします。
- (2) 申込日から起算して9日目以降～学校開始日から31日前: 取消料31,500円とすでに出願手続きを開始している場合は、入学申請にかかる費用で取消ができないもの(対象校のみ)を差し引き、返金いたします。
- (3) 学校開始日から30日以内～出発日前日まで: 取消料52,500円と入学申請にかかる費用で取消ができないもの(対象校のみ)を差し引き、返金いたします。
- (4) 出発日以降の取消: 返金は一切いたしかねます。

第11条(各種手続きの継続が不可能な場合)

当社指定の期日までに必要な書類、または費用が申込み者により送付・入金されず、当社の責によらない事由により当社が各種手続きの代行ができなかった場合、当社は申込み者に対して本約款に基づき、支払い済みの費用を一切返金いたしません。また、その期日に応じて発生した、希望留学先に対するキャンセル料等、当社の責によらない事由

により、当社に生じた費用及び損失は、申込み者が負担するものとし、別途当社から請求いたします。申込み者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を当社に支払うものとし、

第 12 条(当社からの解約)

(1) 申込み者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づく留学プログラム契約を解約することができるものとします。

- ① 申込み者が、当社指定の期日までに、第 5 条に定める必要な書類を送付しないとき。
- ② 申込み者が、当社指定の期日までに、第 2 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条に定める費用の支払いを行わないとき。
- ③ 申込み者が所在不明、または当社からの連絡に対し、返信期限を過ぎ 1 カ月以上にわたり連絡不能となったとき。
- ④ 申込み者が当社に届け出た、申込み者に関する情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。
- ⑤ 申込み者が、本約款に違反したとき。

(2) 前項に基づき、当社が本約款に基づく留学プログラム契約を解約したとき、申込金、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、申込み者が当社に対して本約款に基づき支払い済みの費用を申込み者に対して一切返金いたしません。また、解約により発生した希望留学先に対するあらゆるキャンセル料等、前項に基づく解約により当社に生じた費用及び損失は、申込み者が負担するものとし、申込み者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を、当社に支払うものとし、

第 13 条(免責事項)

(1) 当社は、次に例示するような当社の責によらない事由により、申込み者が留学できなかった場合または希望留学先への正式入学ができなかった場合及び出発日時が変更になった場合には、一切その責任を負いません。

- ① 申込み者の希望留学先やコースが定員に達して入学できない場合。
- ② 申込み者の希望する滞在施設が定員に達して滞在できない場合。
- ③ 通信事情または希望留学先の事情により、入学許可証等の入学関係書類が期日までに届かず、申込み者が出発できなかった場合。
- ④ 申込み者がパスポートまたはビザを取得できず、あるいは渡航先に入国拒否された場合。
- ⑤ ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。
- ⑥ 天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、日本または外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、申込み者の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他不可抗力による場合。
- ⑦ 申込み者が、本約款に違反した場合。

(2) 前項各号に基づき当社の責によらず留学できなかった場合、申込み者自身で手配された航空券やホテル等の費用ならびにその取り消しや変更に伴う手数料等は申込み者の負担となります。

(3) 申込み者は渡航後、申込み者の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは留学先等の規則等に違反した場合の責任、損害等は申込み者個人の負担となり、当社はその責任を一切負いません。留学中のスポーツ等による事故は、申込み者本人の責となり、また、特定のスポーツを行うにあたり保険の特約が必要な場合は、申込み者本人の責において加入手続きを行っていただきます。以上の免責事項に該当する場合、申込金、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、既に当社に支払い済みの費用については一切返金されません。

(4) 当社は、希望留学先から当社に送られてきた最新資料に基づき留学プログラムを提供しますが、当社の責によらず、希望留学先の事情により、受入条件・授業内容・滞在先・費用・その他留学プログラムに関して、予告なしに変更される場合や実施されなくなる場合があります。その際、当社は変更に関する情報を当社が入手次第、申込み者にご連絡いたしますが、留学プログラムに関する変更や中止については一切その責任を負いません。

第 14 条(損害の負担)

当社は、当社の責によらない事由により申し込み者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いません。

第 15 条(守秘義務について)

当社では、申し込み者の同意の下に得た個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき当留学手配の目的以外では一切他に漏らしません。ただし、万一の緊急事故対応及びサポートに備えるためののみ、当申込書記載内容を当社と提携する海外サービス機関に開示することがあります。

第 16 条(個人情報の取扱について)

当社では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー(個人情報保護方針)において申し込み者の個人情報の取得及び利用、利用目的、第三者提供、管理、照会、開示、変更、利用停止、削除等について以下の通り取り扱います。

(1)個人情報の取得及び利用について

当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務の遂行上必要な限りにおいて利用いたします。当社は、個人情報を第三者との間で共同利用し、または個人情報の取扱を第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳重な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。

(2)個人情報の利用目的について

申込み者が留学相談、申し込み、留学商品及びサービスをご利用いただく際、申込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、職業、勤務先または身分証明書等の各個人情報の提供をお願いします。これらは、希望される留学商品やサービスを当社が提供する際に必要となる情報です。また、申込みをする際には、留学先への入学手続き上必要となる、日本での申込み者の最終学業成績、健康診断書、財政証明書等の提出をお願いします。さらに運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスを受領するための手続きに必要な範囲内で利用します。いずれの場合も、必要最低限の事項を除き、申込み者の個人情報を当社へ提供いただくか否かについては、申込み者自身が選択できるものであり、申込み者自身に判断を委ねます。その他当社では、留学帰国後のご意見やご感想の提供をお願いしますなど、申込み者の個人情報を利用させていただく場合があります。

(3)個人情報の第三者提供について

当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に申込み者の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。当社は、申込み者へ留学商品・サービスを提供する上で必要と判断した場合は、申込み者が提供した申込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、職業、勤務先または身分証明書等の各個人情報を、あらかじめ当社との間で秘密保持契約を結んでいる企業(現地手配会社等の業務委託先など)に開示いたします。ただし、次のいずれかの場合を除いて、申込み者が提供した個人情報を第三者に開示することはありません。次の②項と③項のような例外事項については、開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下において行います。

- ① 申込み者本人が個人情報の開示に同意している場合
- ② 法令により開示が求められた場合
- ③ 申込み者本人または公衆の生命、健康、財産などの利益を保護するために必要な場合
- ④ 統計資料等のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合

(4)個人情報の管理について

当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報を持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。申込み者が提供した個人情報の内容を、申込み者の同意を得ずして変更することはいたしません。さらに、情報処理を外部企業

に委託する場合も同様です。

(5) 個人情報の照会・開示・変更・利用停止・削除について

当社は、申込み者が自己の個人情報について、照会・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報の提供者本人であることを確認させていただきます。なお、要望に従って個人情報を変更・利用停止・削除等した場合は、当社の商品やサービスを利用できない場合があります。

(6) 個人情報保護管理者

当社では、個人情報保護管理者を次の通り定めています。

代表取締役 足利弥生

連絡先: 03-4540-6305

第 17 条(管轄裁判所)

本約款に関する訴訟その他一切の法的手続きについては、東京地方裁判所のみを専属管轄裁判所とします。

第 18 条(約款の変更)

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。また、各条項にて記載されている消費税込の金額は 5% の消費税が含まれていますが、消費税法の改正があった場合、消費税額相当分が変更となります。

第 19 条(準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

第 20 条(発効期日)

本約款の内容は、2013 年 9 月 1 日以降に申し込まれる留学プログラム契約に適用されます。